



広報

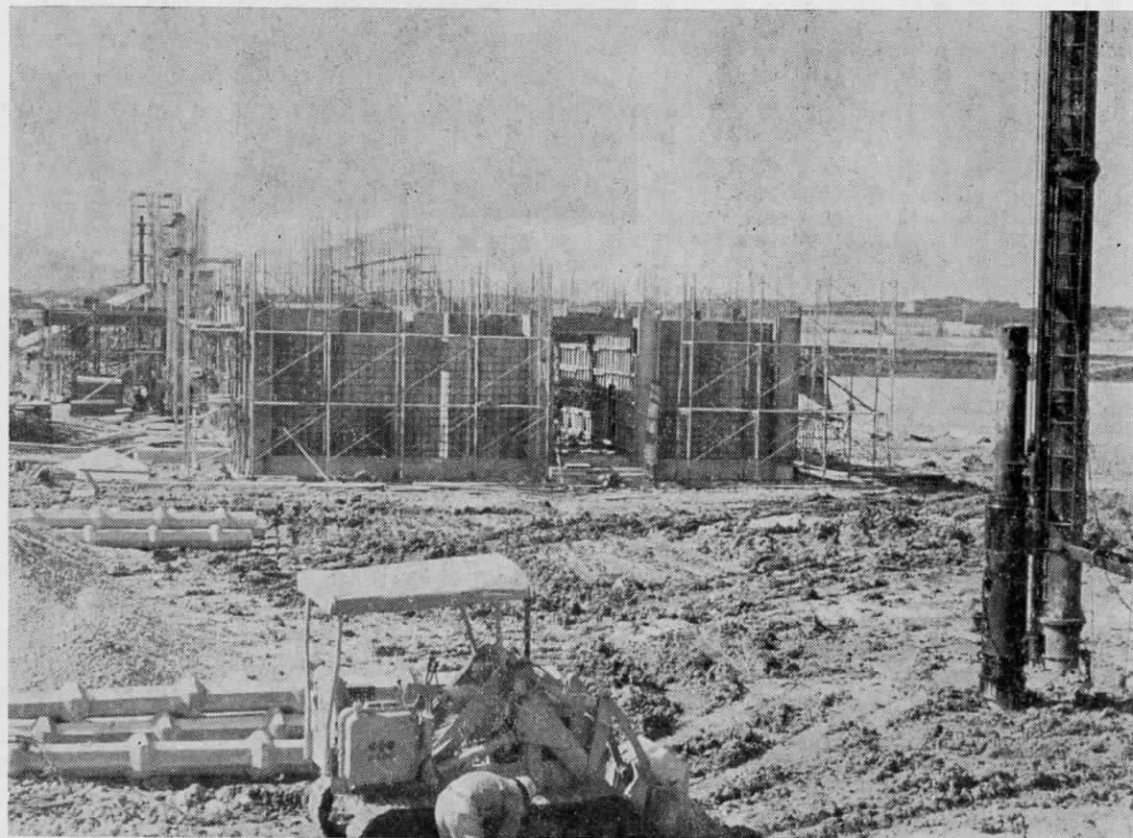
11月号 No. 193

おんが

発行 昭和51年11月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



4月開校をめざして

(写真手前が給食センター、後方が広渡小学校)

人のうごき (9月の住民) 基本台帳から

人口	10,742人	(+15)
男	5,120	(+2)
女	5,622	(+3)
世帯数	2,956戸	(+7)

() 内は前月比

11月の書簡用語

晩秋、暮秋、向寒、末秋、
季秋、霜寒、寒気、落葉、
長夜のつれづれ

- 霜月 (しもつき)
- ③ 文化の日
- 7 立冬
- 15 七五三祝
- ③ 勤労感謝の日
- 花暦 つばき(誇り)
- 誕生石 トパーズ(友情)

11月のこよみ

霜がしきりに降るので、霜降月、それを略して霜月という。



遠賀町農耕民俗資料館を訪ねて

農耕文化の記録と農具類の紹介

▼農耕民俗資料館の開設

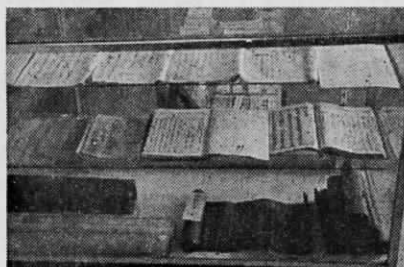
遠賀町中央公民館民俗資料館は先月町内虫生津の古野千年さんほか多数の方のご協力によって開館しましたが、この種の資料展示館は県下でも珍らしく、大変好評のなかに町内外多数のご来館をいただいています。

本町は、ご承知のとおり元来、農業を主体に栄えてきた町ですが、戦後急速な農業の近代化による農業機械の普及と都市化の影響などによる脱農化現象のなかで従来の農具類、生活用品や古文書などが無造作に廃棄されている現状からこれらを保存し、文化遺産として後世に受け継ごうという趣旨で発足をしました。

▼大般若経や金泥巻物の数々

高家 天満宮古文書

菅原道真公が左遷されたのは、延喜元年(九〇一)の一月で、道真公が筑紫に下った旅路については、海路説、陸路説があるようですが、云い伝えによると、周防(山口県)の国から関門海峡を経て戸畑(天籟寺)―芦屋へ、そして



高家天満宮の古文書

舟で高家に着かれこの地にて休息をとられたる由、高家の民人は、大いにもてなしをしたとのこと、そのお礼に菅公は、紺氏に金泥の経を書かれた巻物8巻(現物7巻)を贈られたというものです。

また、大般若経については、天正年間に社屋・神庫が焼失しましたので、後の神宮宮本院が、経堂の建設と村人の悲願成就の目的で経のすゝめをはかられ、村中から寄附により六百巻の経を京都から取り寄せたものです。現在資料館に一括保管している

ものは五百六十五巻ですが、その他天満宮関係の古文書百点余も展示しております。

▼藩制時代の地方制度が判明

若松 小野家古文書

本町若松の小野家(現戸主小野勝氏)は若松村庄屋として天保6年から明治22年頃までの資料が保存されそのなかで、田畠名寄帳、村絵図、洪水破損ヶ所届、御年貢収納通、聞届集など96点を展示しております。

当時の藩制下において、地方制度では、郡制がしかれ、郡奉行代官頭、郡代が置かれていました。一方では、大庄屋のもとに村庄屋があり、その下に組頭、百姓代、更に年番などの制度がありました。

庄屋の仕事としては、戸籍事務検見の立会、年貢の配賦、取立て訴訟事務、治安の維持及び勸農事業などが主なものでしたが、当家の資料の中で、「聞届集」は現在の住民苦情相談とも云うべきもので、これらの資料は、当時の地方自治を知るうえで大変貴重なものと云えましょう。

▼川歸同業組合の事蹟など

木守 土師家古文書

川歸「かわひらた」と読むが、単にかわふね、又はふねと呼んでいたようで、別名「五平太船」とも呼ばれておりました。

この川歸は、石炭と遠賀川更に川筋気質を語るうえで非常に重要なものとなっておりますが、当時、石炭をはじめ諸物資の輸送は川歸に依存され、明治三十年代には、数千隻の川歸が遠賀川、堀川、西川を往来していましたが、筑豊鉄道が開通し、陸上輸送に切り替ると同時に衰退して行っただけです。その川歸同業組合の元締めをされた土師徳太郎氏(土師晋氏の叔父)は、水巻町吉田の人ですが、木守土師家の蔵書の中から、川歸同業組合規約、川歸決議録、

船業人名台帳など19点が展示しております。

▼明治初期の教科書多数

広渡 原田家古文書

島門小学校の前身広渡小学校の時代に使われた教科書として、国語、修身、図画、理科、算術のほか、東筑中学校の教科書(明治34年版)21点が展示されております。

また、修身の教科書では、女子用のものとして分類されています。

▼保食神社に由来する巻物など

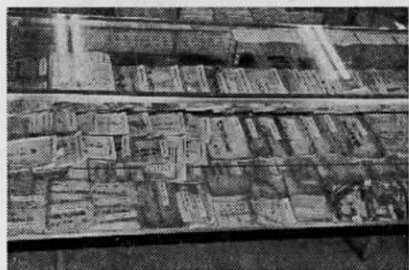
松本家古文書

水巻町立屋敷は、以前、本町の広渡に含まれていましたが、元和9年(一六二二)に分村になったものです。

松本家は、立屋敷の保食神社(昔は郡宗社として郡内農民の信仰を集めていたが明治17年維持困難のため、神殿は八剣神社に合祀された)の神官とし、又黒田藩の国文学者として保食神社に由来する記録や出雲紀行など文学書16点が展示してあります。

▼その他

また、これら古文書のはかに、昭和16年12月8日真珠湾攻撃で戦死された虫生津の古野少佐の敵父古野彦市氏あてに、当時連合艦隊司令長官山本五十六大將からの返書など多数展示しております。



藩制時代の記録の数々—小野家

よみがえる当時の生活

― 農耕具の数々と生活用具 ―



▽▽▽▽▽
農耕具展示の中から

▼水車

遠賀町の水田一千haのかがいは原動機が出現するまでは、大部分水車を利用し、夜中の2時頃から5時間も水を踏むことは容易でなかったようです。

早ばつ時には、高台の水田では5段階、或は7段階の水車で下流の水を上流に押し上げていたと云う苦労話を聞かされております。

▲俵機

当館展示の現物は明治中期以前の型式のもので、他の資料館にもあまり例を見ない貴重なものです。

▼和犁

長床式と短床式がありますが、

殆んどが短床式です。

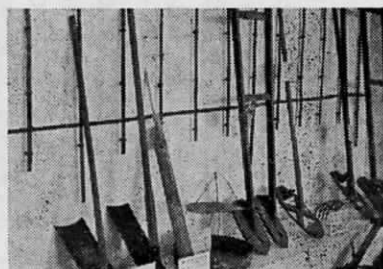
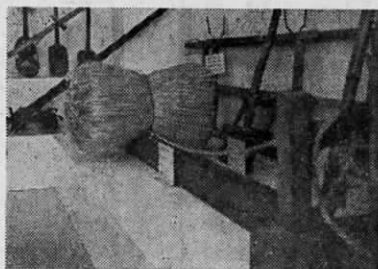
長床式は、三枚べらで明治時代のもので牛馬の負担が大きいのに対し、短床式は、一枚べらで牛馬の負担が軽く、昭和20年代まではこの種のものでした。

▼荷鞍

これは主として山出し用の鞍で本町のように山つきの少ない地方では珍らしい鞍です。
荷を鞍の左右と上に乗せて運ぶものです。

▼田植棒(竹製)

近年まで使用されておりましたが、筑後植(田植綱を縦に一人分引き植えながら下がる)に移りし、現在では殆んど田植機に変わりましたので、この現物の収集には、大変苦労があったようです。



▼殺虫油撒布器

現在のように殺虫剤のなかった大正以前では鯨油を竹筒に入れ、調節用竹べらで油の分量を調節しながら水中に落とし、蛾やウンカの駆除に効果をあげておりました。

この駆虫方法は、立屋敷村(水巻町)の蔵富吉エ門が寛文10年に発見をし、以来三百年間日本農業史に大きな功績を残しました。

▽▽▽▽▽
民俗資料展示の中から

▼機(はた)

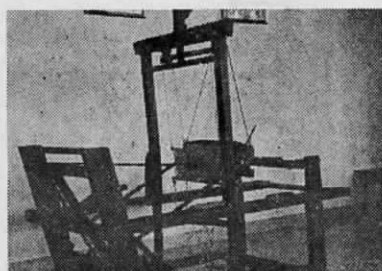
現在、町内に殆んどありません

この機も部品が欠けてしまったので、虫生津の古野さんに東奔西走してもらい完備しました。
糸の通し方については尾崎の用沢さんのご協力により、機織の原形に復したものです。
その他木綿車、絹糸つむぎ機一式を展示しております。

▼柳井当

山仕事等については、ご飯が腐敗しないようにこの弁当を使ったものです。

▼井戸さらえ桶



井戸内のゴミや泥を汲み上げる桶です。

▼どうこ

昔は毎日風呂に入るわけではありませんでしたので、どうこで湯を沸かして湯浴していたものです

▼馬の足洗桶

牛馬は、蹄が大切であるため、桶で十分蹄を洗って大事にしていたものです。

▽▽▽▽▽
農耕文化のあけぼの

本町の大昔は、現在の平坦地が「遠賀潟」と云う入海をなしていたと云われ、米のない縄文時代では貝を常食としておりましたが、弥生時代に入り、大陸との交易が行なわれるようになって「粳種」の伝来によって、稲作技術を持つ民族の集落形成へと展開し、農耕文化の夜明けとなりました。

遠賀川流域及び北九州沿岸は、大陸との交易の場とし、日本でも最も早くから農耕文化圏が形成されたと云われており、またこの遠賀川は邪馬台国への通路であったとする一説もある程で、日本農耕文化の源泉地として数々の遺産が秘められております。

遠賀町農耕民俗資料館は、このような由緒ある基盤をもとに、今後一層の充実を願っていますと共に町民の皆さんの一層のご愛顧を願うものです。

町民の皆様にお願ひ

当館に展示のものは、天満宮関係を除く外は町民の皆さんの善意の寄贈によるものです。
当資料館としても、今後更に内容の充実をはかりたいと存じますので、ご高覧の上当館にないもので、皆さんのご家庭に存

置されているものがあれば、ご寄贈を賜りますようお願いいたします。
なお、ご芳名は永久に品物と共に展示させていただきます。
遠賀町教育委員会

戦没者等の妻(戦傷分)に
対する特別給付金について

▽請求期間 昭和51年10月1日～
昭和54年9月30日まで

▽支給対象者 昭和48年4月1日
前に死亡した戦傷病者等の妻で、
戦傷妻特給受給権を取得してから
10年を経過し、昭和51年10月1日
において遺族年金等受給中の妻(国
債い号該当者)

▽支給の額 六十万円(10年償還
記名国債)

戦傷妻特給(い号)の受給妻
時効完成により戦傷妻特給(い号)
を受給しなかつた妻と成つていま
す。

▽継続の方

・請求期間 昭和51年10月1日～
昭和54年9月30日まで

・支給対象者、前回第1回特別給
付金受給権を取得してから10年を
経過し、昭和51年10月1日におい
て、遺族年金等受給中の妻(国債
3号該当者)

・支給の額、六十万円(10年償還
記名国債)

戦没妻特給(3号)の受給妻
時効完成により戦没妻特給(3号)
を受給しなかつた妻と成つていま
す。

手続等につきましては役場福祉係
へお問い合わせ下さい。

戦傷病者等の妻に対する
特別給付金(国債い号)
支給法の改正による手続
等について

国債い号受給者の継続について

▽請求期間 昭和51年10月1日～
昭和54年9月30日まで

▽支給対象者 前回第2回特別給
付金国債債券(い号)を受給した
者であつて、国債の最終償還をお
わつた戦傷病者等の妻。但し昭和
51年10月1日に増加恩給等受給し

てゐる戦傷病者等の妻であるこ
と。

該当しない人

・昭和41年4月2日以後昭和51年
10月1日前に離婚した者。

・昭和41年4月2日以後昭和51年
10月1日前一度離婚等をしたが
昭和51年10月1日において、い
わゆる復縁していた者。

時効完成により国債い号を受給で
きなかつた者

▽請求期間、昭和51年10月1日か
ら昭和54年9月30日まで

▽支給対象者、第二回特別給付金
を受ける権利を取得し、時効完成

により受給できなかった戦傷病者
等の妻、但し昭和51年10月1日
において増加恩給等を受給している
戦傷病者等の妻であること。

該当しない者については継続と同
じです。

基準日変更対象者
(基準日昭和48・4・1)

▽請求期間 昭和51年10月1日～
昭和54年9月30日まで

▽支給対象者昭和38年4月2日以
後に戦傷病者等と結婚した妻及び
同日以後以後重傷により戦傷病
者等となつた者の妻であり、昭和

48年4月1日において傷病恩給等
を受けてゐる戦傷病者等の妻。

該当しないもの

継続に同じ。尚妻本人については
当然昭和51年10月1日において生存
していること。

満洲事変対象者(基準日昭和48・
4・1)

▽請求期間、昭和51年10月1日か
ら昭和54年9月30日まで

▽支給対象者昭和6年9月18日か
ら昭和12年7月6日まで(満洲事
変以降日華事変前)に公務上傷病
にかかり、これにより第5款症以
上の不具廃疾となつたことにより

昭和48年4月1日に傷病恩給等を
受けていた者の妻。

▽該当しない者

継続と同じ。尚妻本人については
当然昭和51年10月1日において生
存していること。

▽継続については

特別項症から第1款症まで30万
第2款症から第5款症まで15万
いづれも(10年償還記名国債)

▽時効完成により国債い号を受給
できなかった者

▽特別項症から第1款症まで30万
第2款症から第5款症まで15万
いづれも(10年償還記名国債)

▽満洲事変対象者

第1款症以上のもの30万
第2款症から第5款症まで15万
いづれも(10年償還記名国債)

戦傷病者・遺族の皆さんに

傷病者遺族特別年金の
新設に伴う請求等について

恩給法等の一部改正により標記特
別年金が新設されましたが、請求
する資格のある遺族の方は、総理
府恩給局に直接請求して下さい。

請求できる遺族の方

総理府恩給局から傷病恩給(傷病
年金、又は特別項症から第1款症
までの特別傷病恩給)を受給して
いた公務員が、昭和29年4月1日
以後受給中に死亡届を提出された
遺族の方、又は未提出の遺族の方
です。

但し次の遺族の方は請求出来ませ
ん。

遺族年金や扶助料が支給されてい
る遺族

遺族とは、公務員の配偶者、未成
年の子、父母、祖父母で公務員の
死亡当時、同人と生計を共にして
いた方々です。この特別年金は、
これらの方々に前記の順位で請求
して頂く事に成ります。

▽年額 十万円

請求書等の関係書類は役場福祉係
にあります。

川は生きています。 川を汚さないようにしましょう



虫生津子供会を表彰

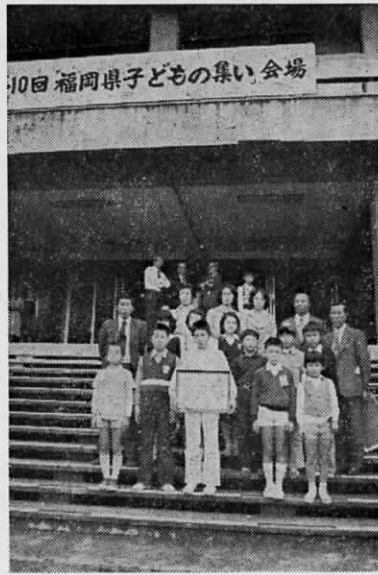
第10回 福岡県子供会の集い

県下の子供たちの一大祭典として実施された「第10回福岡県子供会の集い」は豊前市の市民会館で開かれ、遠賀郡を代表して本町の虫生津子供会が表彰されました。

虫生津子供会は現在会員数が64名で、子供会の活動が非常に活発で、県下でも優秀な子供会として注目をあびていました。

子供会の行事内容としては、習字学習、ゴミ収集、神社の清掃、夏季研集会(玄海少年自然の家)バスハイク、体育行事など、地域社会との連携のもとに常に子供会として健全な歩みが続けてきました。

今後の努力目標は、自らの計画によって、自主的運営に取組んで行くことだそうです。



浅木に簡易郵便局

51年12月1日から、旧浅木派出所前に浅木郵便局が開局されました。これまで速達等の特殊郵便物は、遠賀川局まで行かなければなりませんでしたが、浅木簡易郵便局の開局で、遠賀町南部地域に住むの方は手紙も出しやすくなりました。

藤沢国子さんと、取扱事務の内容は次のとおりです。

- 郵便物の引受
- 郵便貯金の預金及び払い戻し
- 郵便為替(電信為替を除く)
- 郵便振替
- 国民年金(老令年金)の支払
- 簡易保険契約の申込

▽取扱時間 9時～16時まで
ただし土曜日は9時から12時まで
▽取扱休止日 日曜、祝日

ぬけるような晴天に恵まれた10月30日、鬼津老人クラブ(会長井口守氏)の方々が丹精こめてつくられたイモ畑に、遠賀中央幼稚園と山びこ保育園の園児たち、それに付添のお母さん方約三百人が招待され、楽しいイモ堀りの一日をすごしました。

「こんなに大きなイモがあったよ」「あっ、またあった」と歓声をあげる園児たちに混って、園児のお母さん方もあり、鬼津老人クラブの皆さんが見守る中、またたく間にとれたイモの山ができてゆきました。

イモ堀りの終わった後で参加者にあずねてみました。

園児 楽しかった。また来年もやりたい。

お母さん 子供より自分の方が



鬼津老人クラブ

園児をイモ堀りに招待

楽しんでしまいました。老人クラブの方 子供達の喜ぶ顔が一番です。

口頃は子供が泥まみれになるとこわいお母さんも、この日ばかりは子供といっしょになって、畑のイモを掘っていました。

英霊よ安らかなれ

10月13日、遠賀中学校慰霊塔前において、遠賀町戦没者慰霊祭がしめやかにおこなわれました。

約二百名の参列者間を、おごそかな読経が流れる中、遠賀町遺族会長の追悼の辞が戦没者の霊に送られました。

過去の戦に散った英霊のみ魂の安らかならんことを祈りつつ、また最愛の肉親を失った遺族の方たちの心情を察しつつ、今日の平和の尊さをひしひしと胸に感じる一日でした。



遠賀町民走ろう会

開催のお知らせ

恒例の遠賀町民走ろう会を、次のとおり開催しますので、ふるって多数御参加下さい。

▽期日 昭和51年12月19日(日)

▽受付時間 9時～9時40分

▽会場 高門小学校グラウンド

▽走距離

・2キロ 小学生、壮年(29才以上)の各男女。

・5キロ 中学、高校、青年(28才まで)の各女子

・5キロ 中学、高校、青年の各男子

▽申込先 遠賀町教育委員会

第12回遠賀郡ロードレース大会の開催

▽期日 昭和51年12月12日(日)

午前10時スタート

▽種別 中学の部 5キロ
高校の部 10キロ

一般の部 10キロ

▽コース 遠賀郡岡垣町吉木スタ

ート

5キロ 新松原折返し

10キロ 平山折返し

▽申込先 八幡西区南鷹見町、教

育庁遠賀出張所、遠賀郡

ロードレース大会係まで

▽必着 12月4日(土)まで必着

▽必着 12月4日(土)まで必着

加入していただきますか

交通共済に

9月末に区長さんを通じてお申込み願いました交通共済への加入は、おかげさまで3871人の方に加入していただきました。これは町の人口の36%に当たります。

1日1円で最高60万円の見舞金、でも保険は使うことがないにこしたことはありません。しかし、もしもの場合この交通共済が、すこしでも皆様のお役にたてばと思っています。

まだ未加入の方は、1ヵ月30日の便利な月掛制度もありますので、役場庶務課(3)1234内線261へお問い合わせ下さい。

「あなたも赤い羽根を」

10月1日より始まりました、赤い羽根共同募金は、今年で30年目を迎え、すっかりおなじみになりました。

皆様の善意で集められる募金は、子供の遊び場や、心配ごと相談事業、福祉教育等の地域の社会福祉向上のために、又は、保育所、養護施設、心身障害者(児)施設、老人ホーム、婦人保護施設等の福祉施設に入っている人たちのために有意義に使われます。コーヒー一杯分、週刊誌一冊分に代えまして、胸に赤い羽根をつ

けていただきますようお願いいたします。

なお、赤い羽根についてのお問い合わせは役場内、福祉係(電話(3)1234内線226)まで

福岡県最低賃金

改定のお知らせ

このたび「福岡県の最低賃金」が改定されました。

福岡県内の事業所では、昭和51年11月11日からこの最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

- ▽最低賃金額 1日 2040円
- ▽所定労働時間が、その事業所の一般労働者の労働時間より短い者(パートタイマーなど)は、1時間255円
- ▽日額で定められた最低賃金額 1日2040円の「1日」とは事業所で定められている1日の所定労働時間のことです。
- ▽最低賃金に含まれない賃金 精皆勤手当・通勤手当・家族手当などで、時間外・休日労働・深夜業などの割増賃金も含まれません。
- ▽産業界に定められた現行最低賃金で、1日2040円より低いものには、いづれもこの最低賃金が適用されます。
- ▽最低賃金についてのお尋ねは、八幡労働基準監督署へどうぞ。

防止しましょう

狩猟期の事件、事故

毎年狩猟期には、猟銃、空気銃等による事件、事故が多発しています。昨年度県下では100件の事件事故が発生して、1人が亡なっています。

これらの事件、事故を防止するため、狩猟の際は次のことを守って下さい。

- ※狩猟前の心得
 - ▽事前に狩猟禁止場所を調べておくこと。
 - ▽「銃砲所持許可証」「狩猟者記章」「狩猟免許」を必ず携行する。
 - ▽日の出前、日没後は狩猟しない
 - ▽市街地、公道、寺社境内、鳥獣保護区、墓地、公園、休禁区域等では狩猟をしない。
 - ※狩猟中の心得
 - ▽銃口は人に向けてない。
 - ▽射撃する方向に人がいないか確認する。
 - ▽射撃時以外は、引き金に指をふれない。

事業主にも「退職金」

従業員の退職金は今や常識ですが、事業主でも退職する時があります。第一線を退いて隠居したい、自分に万一のことがあったとき、経営の都合による工場や商店の閉鎖など……いろいろな場合がありまます。このような事態が起ったときに備えて事業主の生活安定をはかる退職金制度、それが国でつくられた八小規模企業共済制度です。

この制度の特色は

- ▽掛金は全額が所得控除
- ▽共済金は退職所得扱い

等です。なお詳細についてのお問い合わせは、もよりの金融機関、中小企業組合、中小企業関係団体又は、東京都港区芝西久保明舟町15虎の門電気ビル内、小企模企業共済事業団へ

指定券の発売時間の改正

改正

国鉄では指定券の発売時間が、11月1日より次のように改正になりましたのでお知らせ致します。

- ▽指定券の発売時間は、毎日10時から17時まで。
- ▽指定券の予約申込みは現行どうりです。
- ▽指定券の前売りは現行どおり。但し発売時間は10時17時まで

なお詳細については遠賀川駅にお尋ね下さい。

我が町のクラブ紹介 (14) 遠賀町卓球教室

毎週土曜日の午後2時、たまの音と元気な声が響いてきます。ここは公民館別館ホール。卓球教室が開かれています。

この卓球教室は、原善治氏の呼びかけで、今年4月小、中学生を対象に発足しました。当時町には剣道等のスポーツ少年団がありませんでしたが、卓球も是非少年団を作り、卓球を通じ子供達の健全な心身の育成と卓球の普及という目的で始めたそうです。

生徒数は小学4年生から6年生まで13人です。小学生ですの

で技術面で中、高校生のようにいかず、さこちな面もありますが、それでも最初の頃ははかばかしく進歩しています。

しかし技術よりもまず、この教室に毎週出てきて、皆としっかりと体を動かし、日頃家にとじこもりがちで又塾などへ行くとからの運動不足解消、そして礼儀を身につけることが大きな目的であるということです。中



には時々ハメをはずす子もいますが、それでも皆、元気一杯和気藹々の中で一生懸命やっています。練習はまず、準備体操から始まり、フォア(フロンテ)、ショートといった順序で始まり、時々速い球、遅い球を受けさせ、敏捷さを身につけさせるフットワーク、そしてトーナメント、リーグ戦、1本勝負といった試合も合せて練習もやっています。

自然の中で心身を鍛えました。又今年の冬はスケートに行く計画もしているそうです。将来、子供たちがずっと卓球を続け、心身ともに立派に成長してほしいと願いたいものです。加入したい子供さんがありましたら左記へ連絡下さい。町教育委員会(3) 1355

消防119コーナー プロパンガスの事故をなくしましょう

なくしましょう

プロパンガスは空気より重いので、忍者的ように部屋の下の方にたまりやす。プロパンガスによる爆発事故は、この忍者的のような性質から生じているわけです。冷蔵庫の下にたまったプロパンガスは、サーモスタットが切りかわる瞬間に引火して爆発事故になります。従って、次の事に注意してプロパンガスによる事故をなくしましょう。

- ▽定期的なゴム管を石ケン水で漏れがないか点検しましょう。
- ▽ゴム管はガス専用の物を使用しましょう。
- ▽プロパンガスパンペは、直接日光にあたらないようにしましょう。
- ▽ガスストープを使う時は、換気に十分注意しましょう。

火の用心

全国火災予防運動はじまる

11月26日～12月2日

ことしは寒期が早目に来るような気配であり、11月は各家庭や職場でも、暖房の準備がはじまる頃です。プロパンガス、灯油、電気などのストープ類も取扱方を誤ると予想もしない爆発や、火災の原因となり、場合によっては人命損傷の重大事故となります。

- 一人一人が防火の意識をもって使用すること、「このストープに限って」と、他人ごととすることなく、点火前、消火後及び器具の日頃の点検、掃除に十分注意して、事故のないようにしましょう。
- ▽ストープの周囲に燃えやすいものはありませんか。

万が一ガスが漏れたら
▽窓を開けて換気をしましょう。
▽ガスはホウキではき出しましょう。

※管内火災救急発生状況
(51年1月～9月)

火災	救急	急	急	急	急
2	135	遠	賀	賀	賀
14	308	水	巻	巻	巻
14	220	芦	屋	屋	屋
11	165	岡	垣	垣	垣
41	828	合	計	計	計

- ▽ストープの上では、洗濯物等を乾かさなないようにしましょう。
- ▽ガスストープの消火後は、必ず元栓をしめましょう。
- ▽ストープ消火後は、完全に火が消えたか再度確認しましょう。
- ▽電気ストープの使用後は、必ずコンセントを抜きましょう。

こそんじですか

消火器の使い方

あなたは、家庭や職場に備えてある消火器の使い方をごぞんじでしょうか。

万一の時自信をもって素早く使えるように、もう一度使い方を確かめておきましょう。

今月の税金

国民健康保険税 3 期分

納期限 11月30日まで

期限内に完納しましょう



無職無収入証明及び 扶養証明の廃止について

このことについては、町にその証明の根拠となる公簿がなく、また、その事実確認が困難であるため、11月1日からこの証明を廃止しましたので、今後は無職無収入証明については、所得額証明または課税証明を、扶養証明については住民票、または戸籍謄・抄本を交付申請されますようお知らせします。

心配ごと相談

家庭の悩みや交通事故の相談など、困っている問題について相談を受けます。相談内容については秘密厳守をいたします。

▽相談日 毎月10日・23日

午後1時～4時まで

(当日が日曜、祝祭日の場合は次週の月曜)

▽場所 遠賀町公民館別館

人権相談

この度、左記のとおり芸能大会を開催することになりました。はじめての試みですが、多数観覧されますようお願いいたします。

▽期日 昭和51年11月28日(日)

午前10時より

▽会場 遠賀町中央公民館

▽内容

芸能関係 民謡、民踊、三味線

文化関係 書道、生花、植木等

詳細については、教育委員会社会教育課(電話(3)1355)まで

年になります、その第一条には

「すべて人間は生まれながらにして自由であり尊厳と権利において平等である」と宣言されています。また、日本国憲法にも「すべて国民は個人として尊重され、この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利」であるとうたわれています。

基本的人権とは自由に生活する権利、だれからも差別されない平等に生きる権利、健康で文化的な生活をいとなむ権利、参政権等です。このような基本的人権がすべての国民に保障されている社会でなければ真の民主主義社会とはいえません。「就職に際し」「職業上のつきあい待遇に際して」「結婚に際して」あるいは「近所づきあいまたは学校を通じてのつきあいに際し」差別をうけた経験をもっていることが、同和対策審議会における調査結果でも明らかにされています。これは基本的人権の侵害であり重大な社会悪です。観念的な民主主義だけで、部落差別や身分関係の問題が解決されるとは思われません。民主主義が真に力をもつのはいかなる些細な事でも積極的に解決のため、努力を重ねていくことだろうと思われま

す。ここに第28回人権週間にあたり左記の通り人権相談所を開設しますので大いに利用されますようお願いいたします。

▽日時 昭和51年12月8日(水) 午前10時～15時まで

▽場所 遠賀町公民館別館

▽相談担当者 法務局職員、人権擁護委員

衛生係から

※乳児相談

▽対象者 0～12カ月児

▽期日 11月15日(月)

▽時間 10時～11時30分

▽場所 中央公民館(役場横)

※インフルエンザ予防注射

▽対象者 3歳以上の希望者

▽期間 11月30日まで

▽場所 町内の各病院、医院

▽持参品 印鑑、当日朝の体温、料金五百円

※三種混合予防接種の中止

予防接種法の改正により、第2回目、第3回目の接種は中止いたします。

水道工事当番店(11月分)

▽佐伯工事店 電話(3)0170

1・5・9・13・17・21日

25・29日

▽水谷工務店

電話 鞍手局 (4676(昼) 0327(夜))

2・6・10・14・18・22日

26・30日

▽福田工務店 電話(3)0168

3・7・11・15・19・23・27日

▽高崎工務店 電話(3)1625

4・8・12・16・20・24・28日

募集 中

※看護学生

詳細は、筑紫郡太宰府町大字向佐野22、福岡県立看護専門学校までお問い合わせ下さい。

※2級技能士訓練課程通信講座の受講者

詳細は、電話093(641)6909の八幡総合高等職業訓練校へお問い合わせ下さい。

※中間市外遠賀郡四町環境衛生施設組作業員

詳細は、水巻町猪熊、電話093(691)2184、中間市遠賀郡四カ町環境衛生施設組事務局まで。

※看護婦学生

詳細は、水巻町下二引舟573遠賀中間医師会看護学院へ。

香典返しのお礼

次の方から町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。心から故人の冥福をお祈りたし、厚くお礼申し上げます。

故 大角 義雄 殿

故 今古賀 飯屋 輝雄様

故 曾我八千代 殿

故 廣渡 曾我 恩 様

故 井口シズエ 殿

故 遠賀川 井口 秀国様

故 一村庄太郎 殿

故 木守 一村 セツ様